

(仮訳)

2007年4月3日

書簡をもって啓上いたします。2007年4月3日、東京において、安倍晋三日本国総理大臣閣下とスラユット・チュラノン・タイ王国首相閣下との間で、経済上の連携に関する日本国とタイ王国との間の協定（以下、「日タイEPA」）が署名されたことを大変喜ばしく思います。

関連で、本大臣は、以下が日タイEPAの一部の規定についての解釈に関する両国政府の共通の理解であることを確認する光栄を有します。

日タイEPA第11条に関し、日本国政府とタイ王国政府は、両国が締約国となっている有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約（以下、「バーゼル条約」）の下での権利及び義務を再確認する。また、バーゼル条約の下ではそれぞれの国内法令及びバーゼル条約において定義された有害廃棄物の輸出は輸入国政府の同意がない限り認められず、両国はバーゼル条約に従って有害廃棄物及びその他の廃棄物（以下、「有害廃棄物」）の輸出入に関する厳格な規制を引き続き実施することを再確認する。さらに、両国政府は、日タイEPAがいかなる意味においても日本国とタイ王国の間における有害廃棄物の不法取引を助長するものではないことを再確認する。

日タイEPA第18条に関し、いかなる意味においても、いずれの締約国に対しても日タイ間の有害廃棄物の輸出入に対して承認、許可、同意又は認可を与える義務を生じさせるものではないこと、また、日タイEPAにおいて実施される関税削減に関わらず、附属書1の表に含まれる有害廃棄物の輸出入の禁止も含めた有害廃棄物の輸出入に関するいかなる措置も日本国又はタイ王国が各々の国内法令及びバーゼル条約に従って適用又は実施することを妨げるものではないことが、日本国政府とタイ王国政府の共通の理解である。

日タイEPA第13章及び第12条並びに実施取極第45条に関し、両国政府は、環境保全と保護のために日タイEPAの下で協力し、有害廃棄物の不法取引防止に関する問題について、科学技術・エネルギー・環境に関する小委員会において協議する意思を再確認する。

知的財産に関連して、第130条第3項は、いかなる意味においても、TRIPS協定による義務を超えて天然微生物及びその構成物に関する特許を付与する義務をタイに課すも

のではない。各締約国は、T R I P S 協定と整合的な形で、それぞれの国内法令に従い、申請された案件に対し特許を付与するか否かを決定する権利を保持する。

上記が閣下の政府にとって受け入れられるものであれば、タイ王国政府を代表する閣下の返簡において、上記が日タイ E P A の上述の規定の解釈に関する両国政府の共通の理解であることを確認いただければ幸甚です。

本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かって敬意を表します。

麻生太郎  
日本国外務大臣

ニット・ピブルソングラム・タイ王国外務大臣閣下

2007年4月3日

書簡をもって啓上いたします。本大臣は、2007年4月3日付けの貴大臣の次の書簡に言及する光栄を有します。

(2007年4月3日付けの日本側からの書簡)

返簡として、本大臣は、上記が閣下の書簡において言及された日タイEPAの規定の解釈に関する両国政府の共通の理解であることを確認する光栄を有します。

本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かって敬意を表します。

ニット・ピブルソングラム  
タイ王国外務大臣

麻生太郎日本国外務大臣閣下